

(別紙様式2)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：三重県  
農業委員会名：鈴鹿市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3750	2030				5780
経営耕地面積	3117	1359	808	551		4476
遊休農地面積	72	60				132
農地台帳面積	3955	2575				6530

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3788
自給的農家数	1465
販売農家数	2323
主業農家数	349
準主業農家数	484
副業的農家数	1490

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3196
女性	1453
40代以下	339

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	216
基本構想水準到達者	83
認定新規就農者	13
農業参入法人	
集落営農経営	12
特定農業団体	
集落営農組織	12

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	5
40代以下	—	
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25	25	23

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		5780ha	2077ha
課 題	面的整備が未実施もしくは不可能な箇所については、担い手の引受けも困難であり、集積に結びつかない。担い手による受託可能面積も限界に近く、また、高齢化も進んでいることから次世代の人材育成が急務である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2380ha	2625ha	548ha	110.3%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農家の経営意向の把握に努め、市、農地中間管理機構、JA等関係機関と連携し、「人・農地プラン」の実質化を支援し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。農家に対する広報活動を積極的に展開し、関連諸制度の周知徹底を図ることで、潜在的な貸借関係の解消と担い手への集積を促進する。関係機関と連携のもと担い手の人材育成に努める。
活動実績	関係機関と連携のもと、「人・農地プラン」の実質化などを支援し、農地中間管理機構や担い手への結びつけを行った。また、2月に発送した農地台帳申告書を活用し、潜在的な貸借関係の解消を働きかけた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	県の基本方針に基づいた目標であり、適正である。
活動に対する評価	周知活動及び集積促進については一定程度の活動は実施されている。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	2 経営体	1 経営体	3 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	2.3ha	0.6ha	1.9ha
課題	栽培技術や安定経営、また、新規に農地を借入または取得していくことに対する不安が大きく、新規参入への弊害となっている。栽培技術や経営ノウハウを高めるとともに、農地の確保、運転資金に対する不安の軽減を図るべく、新規就農者への相談体制を充実させる必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
10 経営体	1 経営体	10%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
ha	2.5ha	%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	毎月開催の認定農業者審査会の機会を利用し、JA、県、市など関係機関が連携し、情報や課題を共有することで相談体制を充実させる。
活動実績	毎月開催した認定農業者審査会の機会を利用し、新規参入者の状況等について情報や課題の共有に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	市の基本構想に基づいた目標であり、適正である。
活動に対する評価	相談体制に問題はないものの、周知機会の拡大が必要と考えられる。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5912ha	132ha	2.2%
課 題	優良な農地を維持・活用するために、円滑に農地中間管理機構や担い手へ繋げていく必要がある。また、条件的に不利な農地については、地域における検討を要するため、支援体制の強化が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
12.5ha	1ha	8%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	206人	7月～8月	9月～11月
	農地の利用意向調査	調査方法	前年度の調査図面を基に、市内23地区の農業委員会地区委員会が現地調査を行い、その結果を農地台帳システムに反映させる。	
	その他の活動	調査実施時期: 12月～1月	農業委員会地区委員会との連携により、所有者、耕作者に対する指導を図っていく。	
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		204人	7月～8月	9月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 12月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～2月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 2337筆	調査数: 筆	調査数: 筆
		調査面積: 131ha	調査面積: ha	調査面積: ha
その他の活動	農業委員会地区委員会との連携により、所有者、耕作者に対する解消指導の実施			

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	市の総合計画に基づく目標であり、適正である。
活動に対する評価	農業委員会地区委員会との連携により確実な調査が実施されており、今後も継続していく。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5780ha	5.2ha
課 題	監視体制の強化に併せ、農地法に対する認知度が低く法令違反であるという認識が乏しい事例が多いことから、啓発・広報活動の重点化が課題である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
5.2ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	関係部署の連携による監視体制の強化、違反者への継続的な指導の実施と農業委員会だよりや市広報を通じての啓発・広報活動を行う。
活動実績	関係部署との連携により、通報時の迅速な対応に努めるとともに、令和2年7月に違反転用者1名に対し口頭では是正計画の提出を求め、8月に是正計画書が提出された。
活動に対する評価	関係部署との連携は機能しており、引き続き迅速な対応に努める。啓発・広報活動の強化を図る。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 128件、うち許可 128件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類を確認し、必要に応じて申請者に対し聞き取りを行う。農業委員及び職員による現地確認を基本とし、地図情報システムにより補完している。農業委員会地区委員会において審議された意見を参考としている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を市情報公開コーナーで公表すると共に、市HPで公開している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	—			

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 284件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類を確認し、必要に応じて申請者に聞き取りを行う。申請面積が1,000㎡以上の場合については、申請者立会いのもと、現地確認を行なっている。農業委員会地区委員会において審議された意見を参考としている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を市情報公開コーナーで公表すると共に、市HPで公開している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	—			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	56 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	56 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2029 件 公表時期 令和3年3月 情報の提供方法:市のホームページで提供
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3613件 取りまとめ時期 令和3年3月 情報の提供方法:総会議事録を公表
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 6530ha
		データ更新:住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合を年6回実施。農地法の許可・届出,農用地利用集積計画に基づく利用権設定等,その他補足調査を踏まえ毎月更新。
	公表:	
是正措置	—	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶畑を規模拡大し乗用茶刈機の運用を効率化する場合、茶の改植が必要となり収穫まで数年間を要すること、茶葉を加工する機械の増設も必要になることから、集積・集約化が困難であり、遊休農地の増加が憂慮されている。</li> <li>・向上心を持ち、地域の将来を見据えた農地の最適化利用を日々考えていくべき。</li> <li>・この事務実施の公表自体が、地域の農業者に周知されていないように感じる。十分な啓発・広報活動が必要である。</li> </ul> <p>〈対処内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の制度や活動内容について、農業委員会だよりや市のホームページ等で積極的に広報していく。</li> </ul>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3条所有権移転の許可申請で、新規所有者が自ら耕作するとの意思表示が書類上あれば、実際の耕作状況にかかわらず許可されることは、農地法の原則に反するのではないか。</li> </ul> <p>〈対処内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘のありました案件は、申請者と農業委員会地区委員会で誓約書が交わされており、許可後の耕作状況についても地区委員会とともに監視していくこととしている。</li> </ul>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している     その他の方法で公表している

市情報公開コーナーで公表

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数                      0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している     その他の方法で公表している